



発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

〔その他告示〕

- 
- 官報  
発行内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)
- 〔その他告示〕
- 特定国外派遣組織を指定する件  
(防衛一七一)
- 海上における射撃訓練を実施する件  
海上における水上標的に対する射爆  
撃訓練を実施する件
- 海上における射撃訓練を実施する件  
(法務省告示配六九)  
日本国に帰化を許可する件  
外国弁護士による法律事務の取扱い等  
に関する法律第九条の規定による承認  
をした件 (同七〇)
- 株式会社日本政策投資銀行法附則第  
二条の十第一項の規定に基づき、指  
定営業所を指定する件の一部を改正  
する件 (財務一九八)
- 海上における射撃訓練を実施する件  
海上における水上標的に対する射爆  
撃訓練を実施する件
- 海上における射撃訓練を実施する件  
(同一七二、一七四)  
暴力団員による不當な行為の防止等に  
に関する法律第三条の規定に基づき暴力  
団を指定する件 (同七〇)
- 暴力団員による不當な行為の防止等に  
に関する法律第三条の規定に基づき暴力  
団を指定する件 (京都府公安委告示配一)  
(広島県公安委告示配一)
- 暴力団員による不當な行為の防止等に  
に関する法律第三条の規定に基づき暴力  
団を指定する件 (広島県公安委告示配一)  
(山口県公安委告示配一)
- 暴力団員による不當な行為の防止等に  
に関する法律第三条の規定に基づき暴力  
団を指定する件 (鹿児島県公安委告示配一)
- 官報  
目次
- 〔省令〕
- 道路法施行規則の一部を改正する省  
令 (国土交通八四)
- 〔法規的告示〕
- 労働者災害補償保険法第八条の二第  
二項各号の厚生労働大臣が定める額  
を定める件 (厚生労働二〇七)
- 労働者災害補償保険法施行規則第九  
条第二項及び第三項の規定に基づ  
き、自動変更対象額を変更する件  
(同二〇八)
- 労働者災害補償保険法の規定による  
年金たる保険給付等に係る給付基礎  
日額の算定に用いる厚生労働大臣が  
定める率を定める件 (同二〇九)
- 労働者災害補償保険法第十六条の六  
第二項等の厚生労働大臣が定める率  
を定める件 (同二一〇)
- 内閣  
国家公安委員会  
警察廳  
國稅
- 〔皇室事項〕
- 〔官厅報告〕
- 〔産業〕
- 日本産業規格  
(厚生労働省・経済産業省)
- 〔労働〕
- 労働保険審査官及び労働保険審査会法  
第三十六条の規定に基づく関係労働者  
及び関係事業主を代表する者の候補者  
の推薦について (厚生労働省)
- 経済施策を一體的に講ずることによ  
る安全保障の確保の推進に関する法  
律第五十条第二項に基づき、特定社  
会基盤事業者の住所を変更する告示  
(経済産業一一六)
- 高速自動車国道に関する件  
(国土交通七四五)
- 水先人に免許を与えた件 (同七四六)  
(太平洋広域漁業調整委一八)
- 砂防法第二条の土地を指定する件  
(同七四七、七四九、七五〇)
- 砂防法第二条の土地の指定を解除す  
る件 (同七四八)
- 太平洋広域漁業調整委員会会長公示  
(太平洋広域漁業調整委一八)
- 日本海・九州西広域漁業調整委員会会  
長公示  
(日本海・九州西広域漁業調整委一八)
- 官廳  
〔諸事項〕
- 裁判所  
財團、有権者申出方、登録包括信用  
購入あつせん業者の営業の廃止関係  
相続、公示催告、失踪、除権決定、  
破産、免責、特別清算、再生、所有  
者不明関係
- 会社その他

省

令

○国土交通省令第八十四号  
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三十九条の八の規定に基づき、道路法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十五日

道路法施行規則の一部を改正する省令

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（占用物件の維持管理に関する基準）	（占用物件の維持管理に関する基準）
<b>第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。</b>	<b>第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。</b>
（新設）	（新設）

年齢階層の区分		厚生労働省告示第二百七号	
二十歳未満	二十歳未満	第一号（同法第八条の三第二項に定める額を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十一年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、令和七年八月一日から令和八年七月三十日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付又は令和七年八月から令和八年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。
三十歳以上三十五歳未満	三十歳以上三十五歳未満	一四、〇八七円	令和七年七月二十五日
三十五歳以上四十歳未満	三十五歳以上四十歳未満	一四、〇八七円	この省令は、令和八年四月一日から施行する。
四十歳以上四十五歳未満	四十歳以上四十五歳未満	一五、六二五円	附 則
五十歳以上五十五歳未満	五十歳以上五十五歳未満	一八、九二五円	この省令は、令和八年四月一日から施行する。
七、五四八円	七、七二七円	六、九〇七円	（新設）
二五、九二九円	二五、三三二円	七、二七一円	（新設）

○厚生労働省告示第二百七号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十一年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、令和七年八月一日から令和八年七月三十日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付又は令和七年八月から令和八年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

## 法規的告示

三 前号イに掲げる占用物件にあつては、道路占用者が、当該占用物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者（協議会等（法第二十八条の二第一項に規定する協議会その他これに準ずるもの）をいう。）が組織している場合にあつては、当該協議会等（以下この号において同じ。）が必要と認めるものについて、当該占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告する。

(新設)

五十五歳以上六十歳未満	七、一七三円	一六、九七三円	昭和27年4月1日から昭和28年3月31日まで	2,706.4
六十歳以上六十五歳未満	六、一一一円	一三、一五円	昭和28年4月1日から昭和29年3月31日まで	2,383.5
六十五歳以上七十歳未満	四、一五〇円	一七、一五円	昭和29年4月1日から昭和30年3月31日まで	2,249.4
七十歳以上	四、一五〇円	一四、〇八七円	昭和30年4月1日から昭和31年3月31日まで	2,151.6
<b>○厚生労働省告示第一百八号</b>				
労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第一二二号）第九条第二項及び第三項の規定に基づき、令和七年八月一日（以下「適用日」という）以後の同条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という）を四千二百五十円に変更する。ただし、適用日前の期間に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料、複数事業労働者休業給付、複数事業労働者障害一時金、複数事業労働者障害年金差額一時金、複数事業労働者障害年金前払一時金、複数事業労働者遺族一時金、複数事業労働者遺族一時金、複数事業労働者葬祭給付並びに休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付に係る自動変更対象額並びに適用日前に死亡した労働者に関する法第十六条の六第一項第二号（法第二十条の六第二項若しくは法第二十二条の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の場合に支給される遺族補償一時金、複数事業労働者遺族一時金又は遺族一時金であつて、適用日以後に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に障害補償年金を受ける権利を有する」となつた労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金、適用日前に複数事業労働者障害年金を受ける権利を有する」となつた労働者の当該複数事業労働者障害年金に係る複数事業労働者障害年金差額一時金又は適用日前に障害年金を受ける権利を有する」となつた労働者の当該障害年金に係る障害年金差額一時金であつて、適用日以後に支給すべき事由の生じたものに係る自動変更対象額については、なお從前の例による。				
令和七年七月二十五日	厚生労働大臣 福岡 資麿	厚生労働大臣 福岡 資麿	昭和31年4月1日から昭和32年3月31日まで	2,029.6
<b>○厚生労働省告示第一百九号</b>				
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の二第一項第二号（同法第八条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年八月から令和八年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付又は令和七年八月一日から令和八年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金、複数事業労働者障害一時金若しくは複数事業労働者遺族一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定に用ひる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。				
令和七年七月二十五日	厚生労働大臣 福岡 資麿	厚生労働大臣 福岡 資麿	昭和27年4月1日から昭和28年3月31日まで	2,706.4
労働者災害補償保険法第8条第1項の算定期由發生日の属する期間	給付基礎日額の算定期由發生日の属する期間	給付基礎日額の算定期由發生日の属する期間	昭和28年4月1日から昭和29年3月31日まで	2,383.5
昭和22年9月1日から昭和23年3月31日まで	22,050.2	22,050.2	昭和29年4月1日から昭和30年3月31日まで	2,249.4
昭和23年4月1日から昭和24年3月31日まで	8,018.6	8,018.6	昭和30年4月1日から昭和31年3月31日まで	2,151.6
昭和24年4月1日から昭和25年3月31日まで	4,445.9	4,445.9	昭和31年4月1日から昭和32年3月31日まで	2,029.6
昭和25年4月1日から昭和26年3月31日まで	3,837.2	3,837.2	昭和32年4月1日から昭和33年3月31日まで	1,959.0
昭和26年4月1日から昭和27年3月31日まで	3,137.3	3,137.3	昭和33年4月1日から昭和34年3月31日まで	1,930.4

昭和45年4月1日から昭和46年3月31日まで	555.9	昭和46年4月1日から昭和47年3月31日まで	487.5	昭和47年4月1日から昭和48年3月31日まで	421.9	昭和48年4月1日から昭和49年3月31日まで	355.1	昭和49年4月1日から昭和50年3月31日まで	285.7
昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで	243.2	昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで	218.6	昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで	199.8	昭和53年4月1日から昭和54年3月31日まで	189.2	昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで	178.1
昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	168.7	昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	160.9						

昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	153.3
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	149.4
昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで	144.6
昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで	139.9
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	136.6
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	133.5
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	128.9
平成元年4月1日から平成2年3月31日まで	125.3
平成2年4月1日から平成3年3月31日まで	121.7
平成3年4月1日から平成4年3月31日まで	117.0
平成4年4月1日から平成5年3月31日まで	114.7
平成5年4月1日から平成6年3月31日まで	113.0
平成6年4月1日から平成7年3月31日まで	110.7
平成7年4月1日から平成8年3月31日まで	109.1
平成8年4月1日から平成9年3月31日まで	107.5
平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	106.5
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	106.9
平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	106.5
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	105.9
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	106.9
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	107.8
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	107.7
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	107.5
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	107.1
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	107.3
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	107.1
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	107.4
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	108.9
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	108.6

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	108.9
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	109.6
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	109.6
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	109.1
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	108.5
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	108.3
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	107.7
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	107.1
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	107.1
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	107.9
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	107.0
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	105.6
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	103.8

## ○厚生労働省告示第1百十号

労働者災害補償保険法(昭和11年法律第50号)第十六条の六第二項(同法第二十条の六第二項及び第二十二条の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。)並びに労働者災害補償保険法施行規則(昭和11年労働省令第111号)附則第十七項及び第十八項(これらの規定を同令附則第三十六項及び第四十五項において読み替えて準用する場合を含む。)並びに同令附則第111項(同令附則第四十三項及び第五十一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和7年8月1日から令和8年7月31日までの間に支給すべき事由が生じた同法第十六条の六第一項第二号(同法第二十条の六第三項及び第二十二条の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の遺族補償一時金、複数事業労働者遺族一時金若しくは遺族一時金又は障害補償年金差額一時金、複数事業労働者障害年金差額一時金若しくは障害年金差額一時金の額の算定に關し、支給された遺族補償年金若しくは遺族補償年金前払一時金、複数事業労働者遺族年金若しくは複数事業労働者遺族年金前払一時金若しくは複数事業労働者遺族年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金若しくは障害補償年金前払一時金、複数事業労働者障害年金若しくは複数事業労働者障害年金前払一時金若しくは障害年金若しくは障害年金前払一時金の額に乘すべき厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

令和7年7月15日

厚生労働大臣 福岡 賢磨

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間	支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乘すべき率(%)
昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで	243.2
昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで	218.6
昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで	199.7
昭和53年4月1日から昭和54年3月31日まで	189.2
昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで	178.1

昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	168.6
昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	160.9
昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	153.3
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	149.4
昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで	144.5
昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで	139.9
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	136.5
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	133.5
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	128.8
平成元年4月1日から平成2年3月31日まで	125.2
平成2年4月1日から同年7月31日まで	121.7
平成2年8月1日から平成3年7月31日まで	125.2
平成3年8月1日から平成4年7月31日まで	121.7
平成4年8月1日から平成5年7月31日まで	116.9
平成5年8月1日から平成6年7月31日まで	114.6
平成6年8月1日から平成7年7月31日まで	113.0
平成7年8月1日から平成8年7月31日まで	110.6
平成8年8月1日から平成9年7月31日まで	109.0
平成9年8月1日から平成10年7月31日まで	107.5
平成10年8月1日から平成11年7月31日まで	106.5
平成11年8月1日から平成12年7月31日まで	106.9
平成12年8月1日から平成13年7月31日まで	106.5
平成13年8月1日から平成14年7月31日まで	105.9
平成14年8月1日から平成15年7月31日まで	106.8
平成15年8月1日から平成16年7月31日まで	107.8
平成16年8月1日から平成17年7月31日まで	107.6
平成17年8月1日から平成18年7月31日まで	107.4
平成18年8月1日から平成19年7月31日まで	107.0
平成19年8月1日から平成20年7月31日まで	107.2

平成20年8月1日から平成21年7月31日まで	107.1
平成21年8月1日から平成22年7月31日まで	107.4
平成22年8月1日から平成23年7月31日まで	108.9
平成23年8月1日から平成24年7月31日まで	108.6
平成24年8月1日から平成25年7月31日まで	108.9
平成25年8月1日から平成26年7月31日まで	109.5
平成26年8月1日から平成27年7月31日まで	109.6
平成27年8月1日から平成28年7月31日まで	109.0
平成28年8月1日から平成29年7月31日まで	108.5
平成29年8月1日から平成30年7月31日まで	108.3
平成30年8月1日から令和元年7月31日まで	107.6
令和元年8月1日から令和2年7月31日まで	107.1
令和2年8月1日から令和3年7月31日まで	107.0
令和3年8月1日から令和4年7月31日まで	107.9
令和4年8月1日から令和5年7月31日まで	107.0
令和5年8月1日から令和6年7月31日まで	105.6
令和6年8月1日から令和7年7月31日まで	103.8

## 備考

- 1 この表及び備考において「遺族補償年金等」とは遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金又は障害補償年金、複数事業労働者障害年金若しくは障害年金をいい、「遺族補償年金前払一時金等」とは遺族補償年金前払一時金、複数事業労働者遺族年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金前払一時金、複数事業労働者障害年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金をいう。
- 2 平成2年7月31日以前の期間に係る遺族補償年金等又は同日以前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等が支給された場合におけるこの表の適用については、同表中「支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間」とあるのは、「労働者災害補償保険法第8条第1項の算定事由発生日の属する期間（支給された遺族補償年金等の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成2年法律第40号）第1条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下「旧法」という。）第64条の規定又は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第104号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）附則第41条の規定若しくは改正法附則第11条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第3条の規定により改定されたものである場合には、当該改定後の額を遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の前年度の属する期間とし、支給された遺族補償年金前払一時金等の額が旧法第65条の規定により改定されたものである場合には、当該改定に際して支給されるものとみなされる遺族補償年金等についてその改定後の額を当該遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度の前年度の属する期間とする。）」とする。

- 3 平成2年8月1日以後の期間に係る遺族補償年金等又は同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等（その支給の対象とされた月又は支給すべき事由が生じた月が労働者災害補償保険法第8条第1項の算定事由発生日（以下「算定事由発生日」という。）（令和6年4月1日前のものに限る。）の属する年度の翌年度の7月以前にあるものに限る。）については、算定事由発生日の属する年度の翌年度の8月を当該遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月とみなして、この表を適用する。
- 4 算定事由発生日が令和6年4月1日以後である場合は、支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乘すべき率を100%とする。

## その他の告示

### ○総務省告示第一百六十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二十五日 総務大臣 村上誠一郎

一 名 称 パシフィック・パートナーシップ2025 参加部隊

二 国外派遣期間 令和七年七月二十六日から令和七年八月九日まで

三 派遣人数（概数）二十人程度

四 派遣地域 パプアニューギニア独立国

### ○財務省告示第百九十八号

株式会社日本政策投資銀行法附則第一条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件（平成二十七年財務省告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月二十五日 財務大臣 加藤勝信

指定営業所として指定する九州支店の所在地中「福岡市中央区天神二丁目12番1号」を「福岡市中央区天神一丁目11番1号」に改める。

### ○財務省告示第百九十九号

国債証券買入消却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年六月十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年七月二十五日 財務大臣 加藤勝信

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第21回	100,000,000円	101.68円
"	第22回	300,000,000円	103.69円
"	第22回	1,000,000,000円	103.72円
"	第22回	300,000,000円	103.75円
"	第23回	3,000,000,000円	103.34円
"	第23回	700,000,000円	103.40円
"	第23回	700,000,000円	103.49円
"	第23回	2,000,000,000円	103.52円

"	第23回	2,000,000,000円	103.59円
"	第25回	100,000,000円	107.07円
"	第25回	1,000,000,000円	107.27円
"	第25回	1,000,000,000円	107.29円
"	第25回	3,500,000,000円	107.30円
"	第25回	1,000,000,000円	107.32円
"	第25回	300,000,000円	107.34円
"	第25回	1,000,000,000円	107.35円
"	第25回	1,000,000,000円	107.39円
"	第25回	1,000,000,000円	107.43円
合計		20,000,000,000円	

### ○農林水産省告示第三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第一項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年七月二十五日

財務大臣 加藤勝信

農林水産大臣 小泉進次郎

経済産業大臣 武藤容治

1 株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：九州支店 郵便番号：810-0001 所在地：福岡県福岡市中央区天神二丁目12番1号 電話番号：092-741-7734	営業所又は事務所の名称：九州支店 郵便番号：810-0001 所在地：福岡県福岡市中央区天神一丁目11番1号 電話番号：092-741-7734

（2）変更年月日

令和7年7月22日

（3）変更の理由

移転のため

### ○厚生労働省告示第百十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百一十二号）第七十四条の三第十三項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する旨の届出があつたので、同条第二十一項第二号の規定に基づき公示する。

令和七年七月二十五日

厚生労働大臣 福岡 賢磨

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行なう事業所の所在地	廃止年月日
○経済産業省告示第百十六号 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十四号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の住所に変更があつたので、同条第三項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。 令和七年七月二十五日	熊本県菊池郡大津町室千七百二十八番地二号室 八号室	木村美智子	熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼二千八百十八番地六日	令和七年六月六日

○国土交通省告示第七百四十五号 国土交通省告示第七百四十五号 次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。 その関係図面は、令和七年七月二十五日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。 令和七年七月二十五日	東京都中央区京橋一丁目七番一号 変更年月日 令和七年七月二十二日	国土交通大臣 武藤 容治	国土交通大臣 中野 洋昌	○国土交通省告示第七百四十九号 砂防法（明治三十年法律第十九号）第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。 令和七年七月二十五日	
○国土交通省告示第七百四十六号 水先法（昭和二十四年法律第二百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。 令和七年七月二十五日	片山 淳造 村井 駿太朗 松山 昂平 高野 正彦 島田 拓也 宮本 恭平 一成	本籍の都道府県名 大阪府 兵庫県 京都府 富山県 三重県 愛知県 東京都	免許番号 第三〇〇一五六号 第三〇〇一五七号 第三〇〇一五八号 第三〇〇一五九号 第三〇〇一六〇号 第三〇〇一六一号 第三〇〇一六二号	免許年月日 令和七年七月七日 令和七年七月七日 令和七年七月七日 令和七年七月七日 令和七年七月七日 令和七年七月七日 令和七年七月七日	国土交通大臣 中野 洋昌 水先区の名称 内海水先区 内海水先区 内海水先区 伊勢三河湾水先区 伊勢三河湾水先区 東京湾水先区 東京湾水先区

○国土交通省告示第七百四十六号 水先法（昭和二十四年法律第二百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。 令和七年七月二十五日	片山 淳造 村井 駿太朗 松山 昂平 高野 正彦 島田 拓也 宮本 恭平 一成	本籍の都道府県名 大阪府 兵庫県 京都府 富山県 三重県 愛知県 東京都	免許番号 第三〇〇一五六号 第三〇〇一五七号 第三〇〇一五八号 第三〇〇一五九号 第三〇〇一六〇号 第三〇〇一六一号 第三〇〇一六二号	免許年月日 令和七年七月七日 令和七年七月七日 令和七年七月七日 令和七年七月七日 令和七年七月七日 令和七年七月七日 令和七年七月七日	国土交通大臣 中野 洋昌 水先区の名称 内海水先区 内海水先区 内海水先区 伊勢三河湾水先区 伊勢三河湾水先区 東京湾水先区 東京湾水先区
○国土交通省告示第七百四十八号 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。 令和七年七月二十五日	本坂南川	国土交通大臣 中野 洋昌 河内西谷川	二 砂防法第二条の土地の表示 イ 次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷	○国土交通省告示第七百四十九号 砂防法（明治三十年法律第十九号）第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。 令和七年七月二十五日	





## 労 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、令和5年9月11日付けをもって指名した者（関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各2人）については本年9月10日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を候補者とし、下記の者を推薦します。

令和7年7月25日  
厚生労働大臣 福岡 資麿  
記

1 推薦資格 推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこ

## 太平洋広域漁業調整委員会会長公示第十八号

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号3(2)の規定に基づき、遊漁者のくわまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和7年7月11日

太平洋広域漁業調整委員会会長 北門 利英

令和7年7月4日から令和7年7月11日まで

## 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第十八号

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号3(2)の規定に基づき、遊漁者のくわまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和7年7月11日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 田中 栄次

令和7年7月4日から令和7年7月31日まで

## 瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第十八号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号3(2)の規定に基づき、遊漁者のくわまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和7年7月11日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 協田 和美

令和7年7月4日から令和7年7月31日まで

これらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

3 推薦締切日 令和7年8月19日

4 推薦書及び添付書類の提出場所 〒105-0011 東京都港区芝公園1-5-32 労働委員会館8階 労働保険審査会

様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

注1 所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が2以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

## 推薦書式配紙第十九号

左記の者の申請に係る日本国外帰化の件は、上記を許可する。

令和7年7月11十五日

法務大臣 鈴木 醍祐

住所 横浜市神奈川区

バシチ・ジャネル 昭和58年5月22日生

バシチ・ハッヴァ 昭和60年6月28日生

バシチ・セムラ・エスマ 平成27年10月15日生

バシチ・ラーナ・ハフサ 平成29年11月8日生

バシチ・ネシベ・メルイエム 令和2年9月15日生

住所 さいたま市中央区

バシューツカヤ・エレーナ・ワディモヴナ 平成12年4月3日生

バシューツキィ・ドミトリイ・ワディモヴィッチ 平成17年2月15日生

住所 相模原市中央区

グエン・ティ・ジェウ・トウイ 昭和58年2月15日生

住所 東京都中央区

林佳敏 昭和60年5月29日生

住所 兵庫県西宮市

文智英 平成3年2月4日生

住所 東京都大田区

モハマド・ワヒブ・モハマド・アティア 昭和55年6月29日生

サーラ・アハメド・モハマド・ユスフ・エッラ

ワインディ 昭和55年12月26日生

マヤ・モハマド・ワヒブ・モハマド・アティア 平成21年1月11日生

住所 福岡県田川市

張静 静 昭和59年3月9日生

劉一霏 平成24年6月6日生

劉芳菲 平成26年9月18日生

住所 愛知県丹羽郡大口町

マリア・リザ・オテロ 平成3年1月9日生

住所 川崎市多摩区

劉亜玉 昭和49年12月1日生

住所 川崎市幸区

唐龍姣 平成10年5月20日生

住所 横浜市南区

ジェラルデン・レイエース・クラハシ 昭和44年5月25日生

住所 川崎市中原区

董興博 平成9年5月21日生

住所 横浜市神奈川区

周鴻超 昭和53年4月16日生

周俊良 平成20年8月20日生

住所 横浜市鶴見区

ジェミリン・カバリヤ・セト 昭和52年6月16日生

レーナ・マリ・カバリヤ・セト 平成15年3月11日生

ジャスティン・エイジ・カバリヤ・セト 平成19年3月16日生

住所 横浜市戸塚区

ギリヤルメ・シリロ・レンドロ 平成6年6月2日生

住所 横浜市中区

ブニタフェル・スバラマニ 昭和63年7月10日生

ラター・ブニタフェル 平成元年8月22日生

ハラジタクマラン・ブニタフェル 平成28年10月22日生

住所 横浜市神奈川区

カドカ・サガル 平成7年10月20日生

住所 横浜市中区

喬惠娟 昭和48年10月13日生

住所 横浜市鶴見区

グルン・アンビカ 平成4年5月13日生

住所 東京都八王子市

解馳 昭和55年7月22日生

解明華 平成30年9月4日生

住所 横浜市港北区

方皓 平成4年9月12日生

住所 大阪市住吉区

李三千雄 昭和49年5月25日生

住所 大阪市平野区

高栄 昭和36年8月17日生

住所 堺市南区

金真央 平成5年5月11日生

住所 大阪市天王寺区

高雲鶴 昭和37年8月21日生

住所 大阪市浪速区

鄭豪哲 昭和58年4月27日生

住所 京都市南区

朴由香 昭和44年1月29日生

住所 名古屋市南区

李弘美 昭和47年1月13日生

住所 兵庫県宝塚市

文卿昭 昭和60年5月31日生

住所 東京都新宿区

エミン・クルシャット・アスラン 平成9年8月8日生

11 令和7年7月25日 金曜日

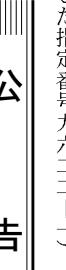
住所	東京都北区 ジャヒタル・カリム	平成6年6月22日生
住所	横浜市青葉区 朴聖那	平成4年4月8日生
住所	東京都墨田区 張子健	平成9年2月11日生
住所	東京都渋谷区 李毓	平成5年2月24日生
住所	大阪府箕面市 張健翔	平成6年6月9日生
住所	大阪市平野区 孫卓然	昭和52年1月5日生
住所	大阪市天王寺区 孫檍	昭和59年10月22日生
住所	大阪府豊中市 孫銘庭	平成27年10月16日生
住所	大阪府高槻市 孫萌乃佳	令和2年1月24日生
居所	大阪府高槻市 櫻書齋	平成7年7月30日生
住所	大阪市住吉区 姜源龍	平成元年4月23日生
住所	大阪府高槻市 侯宛廷	平成9年3月16日生
住所	大阪市住之江区 姜宇澤	令和5年12月21日生
住所	大阪市高槻市 高槻爽	昭和43年9月24日生
住所	大阪市西成区 高槻德	昭和44年10月31日生
住所	東京都江東区 潘櫻子	平成8年1月21日生
住所	茨城県つくば市 畠暉農	昭和59年10月24日生
住所	東京都千代田区 畠依蒸	令和5年8月17日生
住所	東京都板橋区 シン・マ・タイ	平成10年2月24日生
住所	東京都江戸川区 韋琦	昭和44年11月16日生
住所	東京都大田区 文錫榮	昭和40年6月26日生
住所	東京都世田谷区 梁允榮	昭和46年4月11日生
住所	東京都世田谷区 文宣雄	平成20年10月14日生
住所	東京都大田区 コリン・アンドリュー・チェスニー	昭和0年9月19日生
住所	東京都大田区 サイカ・グレン	昭和56年4月16日生
住所	東京都江戸川区 ディヤ・アユ・ペルマタサリ	平成6年11日生

住所	静岡市葵区 繩榮子 昭和34年 7月10日生
住所	千葉市若葉区 モハメット・サー・フウディン・アンサリ 平成 元年9月3日生
住所	広島県福山市 宣忠孝 昭和50年10月3日生 金美香 昭和56年4月5日生 宣徳香 平成21年6月19日生 宣孝太郎 平成23年10月14日生
住所	愛知県豊橋市 翟雅文 平成11年12月11日生
住所	愛知県春日井市 徐玲香 昭和54年9月15日生
住所	名古屋市名東区 李春雨 昭和40年11月28日生
住所	愛知県稲沢市 レアンドロ・タケシ・ミヤザト・オカダ 平成 9年8月24日生
住所	愛知県あま市 リナ・アユミ・ミヤザト・オカダ 平成16年5 月19日生
住所	名古屋市中村区 サミチヤ・グレン 平成12年3月28日生
法務省告示配第七十號	法務大臣 鈴木 馨祐
法務大臣による法律事務の取扱い等に関する法律 法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規定 に基いて、次の者に対し、二ヨージーランバ において弁護士に相当する資格を取得している者として して外国法事務弁護士となる資格を承認した。	法務大臣 鈴木 馨祐
令和七年七月二十一日	法務大臣 鈴木 馨祐
氏名 アンソリヨー・フイリップ・ダンカー	法務大臣 鈴木 馨祐
フ	法務大臣 鈴木 馨祐
生年月日 千九百八十六年三月二十五日	法務大臣 鈴木 馨祐
京都府公安委員会告示配第一号	法務大臣 鈴木 馨祐
暴力団員による不當な行為の防止等に関する法律 法律(平成三年法律第七十七号)第三条の規定に基 づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として 指定するので、同法第七条第一項の規定により、 次のとおり告示する。	法務大臣 鈴木 馨祐
この指定は、令和七年七月二十七日から、その 効力を生ずるものとする。	法務大臣 鈴木 馨祐
令和七年七月二十五日	法務大臣 鈴木 馨祐
京都府公安委員会委員長 在田 正秀	法務大臣 鈴木 馨祐

一	名称	八代目会津小鉄会
二	主たる事務所の所在地	京都府京都市左京区宮河町五十四番地
三	代表する者の氏名	高山義友希
四	代表する者の住所	京都府京都市左京区下鴨一乗寺塚本町二十一番地四
五	指定番号	六一二二五一（令和四年七月二十日京都府公安委員会告示第百三十二号により公示した指定番号六一二二一一）
一	広島県公安委員会告示配第一号	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。
二	この指定は、令和七年七月二十七日から、その効力を生ずるものとする。	令和七年七月二十五日
三	広島県公安委員会委員長 西野 泰代	広島県公安委員会六代目共政会
四	主たる事務所の所在地 広島県広島市南区南大河町十八番十号	主たる事務所の所在地
五	代表する者の氏名 荒瀬 進	代表する者の氏名
一	代表する者の住所 広島県安芸郡府中町山田三丁目一番十号	代表する者の住所
二	指定番号 七三二五一一（令和四年七月二十日広島県公安委員会告示第五十号により公示した指定番号七三二二一一）	指定番号
三	この指定は、令和七年七月二十七日から、その効力を生ずるものとする。	令和七年七月二十五日
四	山口県公安委員会告示配第一号	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。
五	この指定は、令和七年七月二十七日から、その効力を生ずるものとする。	令和七年七月二十五日
一	名称 七代目合田一家	主たる事務所の所在地
二	主たる事務所の所在地 山口県下関市竹崎町三丁目十三番六号	主たる事務所の所在地
三	代表する者の氏名 金 教煥	代表する者の氏名
四	代表する者の住所 山口県下関市田中町十六番二号	代表する者の住所
五	指定番号 七四二五一一（令和四年七月二十日山口県公安委員会告示第二十六号により公示した指定番号七四二二一一）	指定番号

諸事

工場財團

鹿児島県公安委員会告示配第一号  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定による、次のとおり告示する。  
この指定は、令和七年七月一十七日から、その効力を生ずるものとする。  
令和七年七月二十五日  
鹿児島県公安委員会委員長 鏑野 孝清  
一 名称 四代目小桜一家  
二 主たる事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市甲突町九番二十四号  
三 代表する者の氏名 平岡 喜榮  
四 代表する者の住所 鹿児島県鹿児島市城山一丁目七番三十三号  
五 指定番号 九六一二五一一(令和四年七月一十五日鹿児島県公安委員会告示第六十九号により公示した指定番号九六一二一一一)  
  
  
工 場 財 団  
千葉県市原市五井海岸1番五井ユナイテッドジェネレーション合同会社の工場財团に、千葉県市原市五井海岸1番五井火力発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。  
令和7年7月25日  
千葉地方法務局市原出張所  
有権者申出方  
元当局所属公証人山崎秀義の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。  
令和7年7月25日 山口地方法務局  
元当局所属公証人梅田実の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。  
令和7年7月25日 山口地方法務局

## 登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の4の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年7月25日

関東経済産業局長 佐合 達矢

名 称	株式会社三井住友銀行
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
登録番号	関東（包）第104号
営業廃止年月日	令和7年6月13日

## 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第7116号

東京都千代田区大手町1丁目9番4号

申立人 株式会社日本政策金融公庫

本籍神奈川県川崎市川崎区鋼管通1丁目18番、最後の住所川崎市川崎区鋼管通1丁目18番28号、死亡の場所神奈川県川崎市川崎区、死亡年月日令和5年6月15日、出生の場所山形県最上郡大蔵村、出生年月日昭和19年11月8日、職業会社経営者

被相続人 亡 佐藤 民雄

川崎市中原区新丸子東3丁目946番地閑口組小杉ビル3階 こすぎ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 切田 龍太

催告期間満了日 令和8年2月18日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年（家）第7140号

長野県下伊那郡高森町下市田1550番地の7

申立人 小池 有

本籍長野県下伊那郡高森町下市田1550番地、最後の住所川崎市多摩区宿河原5丁目18番32-304号パラシオン・オビ、死亡の場所神奈川県川崎市多摩区、死亡年月日推定令和6年8月1日、出生の場所長野県飯田市、出生年月日昭和42年1月14日、職業無職

被相続人 亡 小池 光俊

川崎市川崎区東田町6番地2ミヤダイビル5階SKY総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川村 宜穎

催告期間満了日 令和8年2月12日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年（家）第3019号

新潟県新発田市本町4丁目16番83号

申立人 社会福祉法人新発田市社会福祉協議会

本籍新潟県新発田市中央町3丁目甲410番地、最後の住所新潟県新発田市西園町1丁目13番13号、死亡の場所新潟県新発田市、死亡年月日令和6年12月28日、出生の場所新潟県新発田市、出生年月日昭和22年3月3日、職業無職

被相続人 亡 杉浦 善久

新潟県阿賀野市中央町1-9-1 水原中央町ビル3階5号室 阿賀野よろず相談法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡邊 慎子

催告期間満了日 令和8年3月3日

新潟家庭裁判所新発田支部

令和7年（家）第15061号

新潟県長岡市与板町東与板271番地3

申立人 安達 正伸

本籍新潟県長岡市与板町与板乙3612番地、最後の住所新潟県長岡市与板町東与板271番地3、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日令和6年7月14日、出生の場所新潟県三島郡与板町、出生年月日昭和39年3月9日、職業無職

被相続人 亡 安達 孝男

事務所新潟県長岡市弓町2-1-44むらやま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村山 夏希

催告期間満了日 令和8年2月15日

新潟家庭裁判所長岡支部

令和7年（家）第40069号

長野県松本市双葉10番A-29号 県営住宅

申立人 宮澤 貞光

本籍長野県松本市渚1丁目122番地、最後の住所長野県松本市渚1丁目1番49号、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日平成24年3月14日、出生の場所長野県松本市、出生年月日昭和29年8月6日、職業無職

被相続人 亡 宮澤 和子

長野県松本市大手2丁目10番18号ただちやビル1階 宮田旭法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮田 旭

催告期間満了日 令和8年2月9日

長野家庭裁判所松本支部

令和7年（家）第165号

静岡県静岡市駿河区西中原2丁目1-10西中原ビル2C加茂国際法律事務所

申立人 加茂 大樹

本籍静岡県牧之原市男神553番地、最後の住所静岡県牧之原市男神607番地、死亡の場所静岡県御前崎市、死亡年月日令和7年3月5日、出生の場所愛知県豊橋市、出生年月日昭和31年1月29日、職業無職

被相続人 亡 八木 正志

静岡県静岡市駿河区西中原2丁目1-10西中原ビル2C加茂国際法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加茂 大樹

催告期間満了日 令和8年2月3日

静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年（家）第818号

京都市左京区修学院鹿ノ下町1-4

申立人 瀧野 恵太

申立人手続代理人弁護士 大野 潤

本籍京都市左京区修学院登り内町2番地、最後の住所京都市左京区修学院登り内町2番地、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日令和6年11月9日、出生の場所京都市左京区、出生年月日昭和27年7月2日、職業不明

被相続人 亡 瀧野 博文

事務所京都市中京区烏丸御池東入 アーバネットクス御池ビル東館6階 御池総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小原 路絵

催告期間満了日 令和8年2月13日

京都家庭裁判所

令和7年（家）第939号

兵庫県洲本市由良1丁目7番33号

申立人 廣田 正代

本籍京都市山科区厨子奥矢倉町33番地、最後の住所京都府南丹市美山町又林寺ノ本15番地、死亡の場所京都府南丹市、死亡年月日令和6年8月5日頃、出生の場所京都府北桑田郡平屋村、出生年月日昭和28年1月16日、職業会社員

被相続人 亡 山口貴己男

事務所京都市中京区堺町通御池下る 吉岡御池ビル8階 弁護士法人みやこ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 片山 美紀

催告期間満了日 令和8年2月13日

京都家庭裁判所

令和7年（家）第1017号

京都市伏見区醍醐南端山町22番地の21

申立人 出路 光一

本籍京都市中京区西ノ京職司町42番地、最後の住所京都市伏見区醍醐上ノ山町11番地同和園、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和7年1月18日、出生の場所京都市上京区、出生年月日大正12年9月25日、職業無職

被相続人 亡 島田 濱子

事務所京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町700番地 弘希ビル2階・3階 弘希総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 米田 雄一郎

催告期間満了日 令和8年2月13日

京都家庭裁判所

令和7年（家）第1068号  
京都市西京区山田四ノ坪町1番地6  
申立人 田尻世津子  
本籍京都市中京区壬生森町48番地、最後の住所京都市西京区大原野石作町256番地1 西山寮、死亡の場所京都市西京区、死亡年月日令和7年1月20日、出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和25年3月12日、職業無職  
被相続人 亡 山本 正明  
事務所京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町263 京榮烏丸ビル5階 藤原・橋本法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 藤原 式子  
催告期間満了日 令和8年2月13日  
京都家庭裁判所

令和7年（家）第1069号  
京都市伏見区横大路下三栖山殿15番地73  
申立人 林 漢基  
本籍滋賀県高島市朽木能家156番地、最後の住所京都市伏見区横大路下三栖山殿15番地116、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日推定令和6年8月1日から10日までの間、出生の場所京都府久世郡宇治町、出生年月日昭和20年11月21日、職業不明  
被相続人 亡 田中 順子  
事務所京都市中京区丸太町通烏丸東入光り堂町420 京都インペリアルビル5階 洛新法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 野澤 健  
催告期間満了日 令和8年2月13日  
京都家庭裁判所

令和7年（家）第4013号  
神戸市中央区浪花町62番地の1  
申立人 兵庫県信用保証協会  
本籍兵庫県姫路市船津町4670番地11、最後の住所京都府綾部市上原町室ノ木田2番地、死亡の場所京都府福知山市、死亡年月日令和5年10月12日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和39年10月6日、職業不明  
被相続人 亡 池内 康夫  
事務所京都府舞鶴市宇南田辺43番地1 舞邦ビル3階 富永・大西法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 大西 秀憲  
催告期間満了日 令和8年2月13日  
京都家庭裁判所福知山支部

令和7年（家）第1064号  
高知市本町5丁目1番45号  
申立人 高知市  
本籍高知県吾川郡いの町駅東町42番地1、最後の住所高知市朝倉己77番地33、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和4年1月17日、出生の場所高知県吾川郡伊野町、出生年月日昭和31年7月17日、職業無職  
被相続人 亡 黒岩 豊  
事務所高知市福井町2187-7  
相続財産清算人 司法書士 田中 涼  
催告期間満了日 令和8年2月28日  
高知家庭裁判所

令和7年（家）第75号  
香川県坂出市室町2丁目3番5号  
申立人 坂出市長 有福 哲二  
本籍香川県坂出市川津町3001番地、最後の住所香川県坂出市川津町2840番地、死亡の場所香川県坂出市、死亡年月日平成31年3月5日、出生の場所香川県綾歌郡松山村、出生年月日昭和3年3月10日、職業不詳  
被相続人 亡 好井 春雄  
香川県丸亀市塙飽町48番地1 丸亀プラザビル3階 丸亀みらい法律事務所  
相続財産清算人 香川 友宏  
催告期間満了日 令和8年1月31日  
高松家庭裁判所丸亀支部

令和7年（家）第97号  
香川県坂出市加茂町甲34番地5  
申立人 坂出環境保全事業協同組合  
本籍香川県坂出市西庄町1433番地、最後の住所香川県坂出市西庄町1322番地5、死亡の場所香川県坂出市、死亡年月日令和6年10月12日、出生の場所香川県坂出市、出生年月日昭和22年1月6日、職業不詳  
被相続人 亡 藤本 忠  
香川県綾歌郡宇多津町3565番地1 マリトラスト税務法律事務所  
相続財産清算人 小松 真理  
催告期間満了日 令和8年1月31日  
高松家庭裁判所丸亀支部

令和7年（家）第40117号  
神奈川県座間市相武台3丁目40番1-509号  
申立人 木戸 正孝

本籍北海道中川郡美深町東1条南5丁目2番地13、最後の住所札幌市東区北8条東19丁目1番17号高橋悦子方、死亡の場所北海道札幌市北区、死亡年月日令和3年2月21日、出生の場所北海道中川郡美深町、出生年月日昭和3年5月17日、職業不明  
被相続人 亡 高橋 照彦  
事務所札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル4階吉川正也法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 吉川 賀恵  
催告期間満了日 令和8年3月4日  
札幌家庭裁判所

令和7年（家）第40518号  
横浜市南区別所2丁目21番16号  
申立人 渡邊佳世子  
本籍神奈川県横浜市南区別所2丁目21番、最後の住所横浜市南区別所2丁目21番16号、死亡の場所神奈川県横浜市港南区、死亡年月日令和6年10月16日、出生の場所北海道天塩郡幌延村、出生年月日昭和32年8月7日、職業会社員  
被相続人 亡 相澤 智武  
事務所横浜市中区太田町4-55横浜馬車道ビル8階  
相続財産清算人 弁護士 三橋 潔  
催告期間満了日 令和8年3月17日  
横浜家庭裁判所

令和6年（家）第3345号  
山梨県甲斐市中下条1621番地  
申立人 渡邊 光順  
本籍山梨県笛吹市春日居町桑戸300番地、最後の住所山梨県笛吹市春日居町桑戸300番地、死亡の場所山梨県笛吹市、死亡年月日令和6年3月19日、出生の場所山梨県東山梨郡春日居村、出生年月日昭和36年6月12日、職業僧侶  
被相続人 亡 田中 孝俊  
事務所山梨県甲府市中央1丁目12番42号甲府第一法曹ビル4-A 舞鶴法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 猪狩 学  
催告期間満了日 令和8年2月4日  
甲府家庭裁判所

令和7年（家）第80543号  
大阪府豊中市中桜塚3丁目1-1  
申立人 豊中市長

本籍大阪府豊中市立花町3丁目1番、最後の住所大阪府豊中市立花町3丁目1番17号、死亡の場所大阪府豊中市、死亡年月日推定令和7年1月29日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和36年3月1日、職業不明

被相続人 亡 水野 洋一  
大阪市北区西天満4丁目15番18号プラザ梅新1516号室  
相続財産清算人 弁護士 龍田 真人  
催告期間満了日 令和8年3月4日  
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第80753号  
京都府宇治市木幡南山9-282  
申立人 橋本 芳樹  
本籍大阪府大阪市福島区野田3丁目210番地、最後の住所大阪市福島区野田3丁目16番21号、死亡の場所大阪府大阪市西淀川区、死亡年月日令和7年3月22日、出生の場所大阪府大阪市北区、出生年月日昭和42年9月24日、職業無職  
被相続人 亡 橋本 和茂  
大阪市北区西天満1丁目9番13号パークビル中之島601号  
相続財産清算人 弁護士 尾崎 由香  
催告期間満了日 令和8年3月3日  
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第4166号  
大阪市北区西天満4-4-18梅ヶ枝中央ビル7階  
申立人 小林 諭  
本籍大阪府大阪市淀川区三津屋中2丁目81番地、最後の住所大阪府堺市中区深井東町3192番地ペルフラー103号、死亡の場所大阪府堺市中区、死亡年月日令和6年12月7日、出生の場所大阪府大阪市東淀川区、出生年月日昭和36年4月11日、職業不明  
被相続人 亡 吉本 一弘

事務所大阪市北区西天満4-4-18梅ヶ枝中央ビル7階  
相続財産清算人 弁護士 小林 諭  
催告期間満了日 令和8年2月18日  
大阪家庭裁判所堺支部

**令和7年(家)第2077号**  
大阪府岸和田市野田町1丁目8番28号 伸成ビル3階  
申立人 福田 大輔  
本籍大阪府泉佐野市上瓦屋725番地1、最後の住所大阪府泉佐野市新町3丁目1番1号天寿、死亡の場所大阪府泉佐野市、死亡年月日令和7年4月20日、出生の場所大阪府泉佐野市、出生年月日昭和35年12月30日、職業無職  
被相続人 亡 大峠 雅紀  
事務所鳥取県境港市上道町3282  
相続財産清算人 弁護士 魚谷 和世  
催告期間満了日 令和8年2月4日  
鳥取家庭裁判所米子支部

**令和7年(家)第43号**  
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号  
申立人 国  
代表者法務大臣 鈴木 醍祐  
本籍鳥取県鳥取市松上89番地、最後の住所鳥取県鳥取市三山口303番地、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日令和2年8月29日、出生の場所鳥取県鳥取市、出生年月日昭和33年11月14日、職業解体業  
被相続人 亡 中谷 壽江  
鳥取県鳥取市青谷町青谷4307番地5  
相続財産清算人 長谷川大之  
催告期間満了日 令和8年2月17日  
鳥取家庭裁判所

**令和7年(家)第369号**  
鳥取県鳥取市下味野101番地  
申立人 川口 保則  
本籍鳥取県米子市博労町2丁目61番地、最後の住所鳥取県倉吉市山根55番地39、死亡の場所鳥取県倉吉市、死亡年月日令和7年3月3日、出生の場所鳥取県米子市、出生年月日昭和33年4月20日、職業無職  
被相続人 亡 西山 勝義  
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1860番地19  
相続財産清算人 司法書士 金 允基  
催告期間満了日 令和8年2月3日  
鳥取家庭裁判所倉吉支部

**令和7年(家)第74号**  
鳥取市本町3丁目201番地  
申立人 鳥取県信用保証協会

本籍島根県出雲市湖陵町差海1679番地2、最後の住所鳥取県米子市旗ヶ崎7丁目3番10号、死亡の場所鳥取県米子市、死亡年月日令和5年3月29日、出生の場所兵庫県尼崎市、出生年月日昭和18年4月1日、職業無職  
被相続人 亡 大峠 雅紀  
事務所鳥取県境港市上道町3282  
相続財産清算人 弁護士 魚谷 和世  
催告期間満了日 令和8年2月4日  
鳥取家庭裁判所米子支部

**令和7年(家)第5027号**  
岡山県真庭市久世2798番地  
申立人 北 訓子  
本籍岡山県真庭市宮地272番地、最後の住所岡山県倉敷市中畠4丁目9番27号、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日平成29年6月4日、出生の場所岡山県上房郡水田村、出生年月日昭和28年3月8日、職業無職  
被相続人 亡 浅田 優  
岡山県真庭市惣346番地  
相続財産清算人 司法書士 金平 宏展  
催告期間満了日 令和8年2月3日  
岡山家庭裁判所倉敷支部

**令和7年(家)第5062号**  
岡山県倉敷市児島下の町8丁目5番17号  
申立人 高岩 浩二  
本籍岡山県高梁市松山187番地、最後の住所岡山県倉敷市田ノ上742番地11、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和7年4月10日、出生の場所岡山県川上郡吹屋町、出生年月日昭和26年4月30日、職業無職  
被相続人 亡 赤木 茂  
岡山県倉敷市児島下の町8丁目5番17号  
相続財産清算人 司法書士 高岩 浩二  
催告期間満了日 令和8年2月6日  
岡山家庭裁判所倉敷支部

**令和7年(家)第30062号**  
山口県宇部市上宇部147-58  
申立人 亀田 啓子  
本籍広島市東区馬木2丁目586番地、最後の住所広島市東区馬木2丁目586番地、死亡の場所福岡市中央区、死亡年月日令和3年4月11日、出生の場所山口県宇部市、出生年月日昭和50年3月3日、職業無職  
被相続人 亡 吉野 賢一

事務所広島市中区基町13番13号広島基町N Sビル6階 岡野法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 小松 遼  
催告期間満了日 令和8年2月12日  
広島家庭裁判所

**公示催告**

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

**令和7年(ヘ)第1号**  
東京都杉並区荻窪5丁目21番26-702号  
申立人 ササキテック株式会社  
代表者代表取締役 佐々木克哉  
権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月29日  
令和7年6月30日 上田簡易裁判所  
(別紙) 目録

**約束手形 1通**  
手形番号 D Z 12812  
金額 427,680円  
支払期日 令和7年4月30日  
支払地 長野県千曲市  
支払場所 株式会社八十二銀行屋代支店  
振出日 令和6年12月30日  
振出地 長野県千曲市大字新田836番地4  
振出人 株式会社マックステック 代表取締役 佐藤 洋治  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

**令和7年(ヘ)第9号**  
名古屋市瑞穂区平郷町1丁目17番地  
申立人 株式会社金城螺子製作所  
代表者代表取締役 土方 一憲  
権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月22日  
令和7年6月30日 名古屋簡易裁判所  
(別紙) 目録

**約束手形 1通**  
手形番号 U P 10998  
金額 290,000円  
支払期日 令和7年8月25日

支払地 名古屋市  
支払場所 株式会社三菱UFJ銀行東支店  
振出日 令和7年4月15日  
振出地 名古屋市  
振出人 近畿電機株式会社 代表取締役 鶴野 賢一  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

**令和7年(ヘ)第3号**  
福岡県福岡市東区多の津2丁目3番1号  
申立人 ダイハツインフィニアース西日本株式会社  
代表者代表取締役 三浦雄一郎  
権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月15日  
令和7年7月1日 下関簡易裁判所  
(別紙) 目録

**約束手形 1通**  
手形番号 S R 201773  
金額 4,054,503円  
支払期日 令和7年9月10日  
支払地 山口県下関市  
支払場所 株式会社西京銀行下関支店  
振出日 令和7年5月30日  
振出地 下関市古屋町1-4-33  
振出人 有限会社オリオン商事 代表取締役 前田 豊  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

**令和6年(家)第8750号**  
愛知県名古屋市西区香春町4丁目46番地  
申立人 後藤 秀夫  
本籍愛知県名古屋市西区新道1丁目215番地、最後の住所東京都北区中里3丁目15-8小賀野荘205号  
不在者 後藤 丈幸  
昭和40年11月10日生  
届出期間満了日 令和7年10月30日  
東京家庭裁判所

令和6年(家)第9141号  
埼玉県さいたま市中央区上落合8-10-13  
ストライフ与野  
申立人 坂井 巍  
本籍東京都板橋区熊野町45番、最後の住所東京都板橋区熊野町45番5-605号 ストーク大山  
不在者 坂井 一弘  
昭和36年9月23日生  
届出期間満了日 令和7年10月30日  
東京家庭裁判所

令和7年(家)第285号  
東京都日野市南平1丁目16番地の19  
申立人 近藤 千恵  
本籍東京都日野市南平1丁目16番地19、最後の住所満州国奉天省營口市大和区花園街4丁目8号地  
不在者 近藤 重道  
昭和19年10月10日生  
届出期間満了日 令和7年10月31日  
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第685号  
石川県能美郡川北町字壱ツ屋へ104番地1  
申立人 先出谷秀治  
本籍石川県能美郡川北町字壱ツ屋へ104番地、最後の住所東京都八王子市打越町1076-1グリーンシユロス112号室  
不在者 先出谷彰子  
昭和59年10月11日生  
届出期間満了日 令和7年11月7日  
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第769号  
高知市薊野中町7番29-5号  
申立人 宮地 雅久  
本籍高知県南国市天行寺937番地1、最後の住所横浜市中区本牧町1丁目131  
不在者 宮地 紗子  
大正5年3月30日生  
届出期間満了日 令和7年10月29日  
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第1611号  
大阪府守口市佐太中町4丁目19番13-928号  
申立人 堀 五三子  
本籍大阪府守口市京阪北本通9番地、最後の住所大阪府守口市八雲西町2丁目9番11号  
不在者 堀 隆司  
昭和15年3月16日生  
届出期間満了日 令和7年11月4日  
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第1908号  
大阪府箕面市森町北2丁目2番16号  
申立人 三阪 英子  
本籍大阪府豊中市桜の町4丁目60番地、最後の住所大阪府豊中市桜の町4丁目19番地  
不在者 宮下 仁郎  
昭和13年1月10日生  
届出期間満了日 令和7年10月30日  
大阪家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第639号  
本籍北海道札幌市厚別区厚別中央四条2丁目2番、最後の住所川崎市高津区下作延2丁目25番1-307号コスモ桜ヶ谷プレステージュ  
不在者 柴崎 雄司  
昭和35年9月10日生  
令和7年6月27日失踪宣告審判確定  
横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

令和6年(家)第820号  
本籍愛知県岡崎市藤川町字西川向1番地8、最後の住所愛知県岡崎市藤川町字西川向1番地8  
不在者 森川 春江  
昭和21年2月25日生  
令和7年5月1日失踪宣告審判確定  
名古屋家庭裁判所岡崎支部裁判所書記官

令和5年(家)第267号  
国籍フィリピン国、最後の住所不詳  
不在者 エスマレスエスタビリオ、マルタ  
西暦1975年11月2日生  
令和7年6月19日失踪宣告審判確定  
神戸家庭裁判所伊丹支部裁判所書記官

令和6年(家)第549号  
本籍兵庫県高砂市米田町米田401番地、最後の住所兵庫県姫路市別所町北宿1072番地7  
不在者 松野 哲也  
昭和47年1月17日生  
令和7年6月27日失踪宣告審判確定  
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

令和6年(家)第549号  
本籍岡山県高梁市玉川町玉1811番地、最後の住所岡山県高梁市南町157番地  
不在者 間野 敏郎  
昭和3年6月15日生  
令和7年6月28日失踪宣告審判確定  
岡山家庭裁判所裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

## 令和7年(フ)第1号

福井県敦賀市公文名24号10番地の4  
申立人 亡中山静枝相続人 中山 昌彦  
福井県敦賀市ひばりヶ丘町1114番地  
申立人 亡中山静枝相続人 中山小百合  
権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月30日  
令和7年7月4日 敦賀簡易裁判所  
(別紙) 目録

小切手(線引) 2通

(1)小切手番号 097596

金額 1,000,000円

支払人 白地

支払地 福井県敦賀市野坂43-1-22

振出日 平成25年9月17日

振出地 福井県敦賀市

振出人 敦賀信用金庫 金山支店長 高岸 裕

最終所持人 中山 静枝

(2)小切手番号 097597

振出日 平成25年9月27日

(2)の小切手の金額、支払人、支払地、振出地、振出人及び最終所持人は(1)の小切手の記載に同じ

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年(フ)第6号

北海道北見市花園町34番地  
債務者 株式会社あさひウインド  
代表者代表取締役 酒井 昭男

1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 友澤 太郎  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前11時30分

釧路地方裁判所北見支部破産係

## 令和7年(フ)第125号

長野市大字川合新田2667番地

債務者 有限会社徳光板金塗装

代表者取締役 徳光 勇

1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 岡室 恭輔  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前11時30分

長野地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第436号

埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島919番地11

債務者 株式会社R I S E

代表者代表取締役 永谷 誠

1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 斎藤 耕平  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前11時40分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

## 令和7年(フ)第221号

岡山県倉敷市真備町川辺1446番地10

債務者 株式会社Peace Banner

代表者代表取締役 平野 将

1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 森下 裕貴  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時45分

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

## 令和7年(フ)第47号

栃木県那須塩原市埼玉1番地24

債務者 合同会社アルバ

代表者代表社員 松橋隆太郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村田 雄吾
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時30分

宇都宮地方裁判所大田原支部

## 令和7年(フ)第52号

新潟県上越市府1丁目2番49号

債務者 株式会社エイティクス

代表者代表取締役 青木 則雄

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 樽澤 広和
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後3時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所高田支部

## 令和7年(フ)第3151号

大阪府八尾市楠根町3丁目75番地の8

債務者 有限会社アイティエフ

代表者取締役 伊井 俊樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤原 誠

大阪地方裁判所第6民事部

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年(フ)第191号

岡山県倉敷市水島東栄町11番5号

債務者 高橋 廣道

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱田 弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

## 令和7年(フ)第193号

岡山県倉敷市水島東栄町11番2号

債務者 高橋美代子

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱田 弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

## 令和7年(フ)第76号

宮城県東松島市大曲字筒場87番地12

債務者 本田 光輝

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松浦健太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで

仙台地方裁判所石巻支部破産係

## 令和7年(フ)第352号

神奈川県平塚市ふじみ野1丁目4番4号

ペット共生型障害者グループホーム「アニー」

債務者 角館 実優

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒岡 恵子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第397号

神奈川県厚木市鳶尾4丁目26番5号

債務者 永山 賢一

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 曜子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和7年(フ)第48号

茨城県日立市滑川本町1丁目19番1-404号

債務者 吉田 祐史

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯島 章弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで

水戸地方裁判所日立支部

## 令和7年(フ)第197号

愛知県豊橋市吾妻町257番地、従前の住所愛知県豊橋市西羽田町11番地

債務者 梅村 政詳

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊地令比等
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

## 令和7年(フ)第163号

愛知県豊橋市岩崎町字山神123番地の7

債務者 大日向一真

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤本 佳大
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

## 令和7年(フ)第1154号

愛知県津島市中地町3丁目30番地5、従前の住所愛知県津島市瑠璃小路町1丁目33番地

債務者 横井鉄工所こと 横井 豊

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 篠田 篤
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1442号

愛知県半田市瑞穂町1丁目1番地の13 近藤ハウス101号、従前の住所愛知県知多郡武豊町字明神戸9番地2

債務者 モリミツこと 森光 昭夫

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 誠
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第712号

京都市伏見区納所下野1番地 U R 公園納所3棟 104号、前住所京都市伏見区淀際町176番地17

債務者 浅野 繁隆

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 真鍋 京子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係



## 令和7年(フ)第81号

島根県松江市上乃木7丁目6番17号  
債務者 安部 進

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福田 真也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月30日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで

松江地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第349号

静岡県焼津市鰯ヶ島340番地の2  
債務者 石橋 利文

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 史浩
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月1日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第323号

川崎市川崎区南町16番地19 コンシェリア川崎マスターズヴィラ 1008  
債務者 貝塚 明浩

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 植原 健一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月7日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和7年(フ)第386号

川崎市中原区上新城2丁目2番5-501号  
ソレアード上新城

- 債務者 田中 仁
- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
  - 3 破産管財人 弁護士 種村 求
  - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月7日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和7年(フ)第46号

栃木県那須塩原市鍋掛1087番地535 R i v a III-205号  
債務者 常盤 知穂

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井 優壽
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

## 令和7年(フ)第4781号

東京都中野区江原町1丁目18-9  
債務者 宮治 誠人

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大澤加奈子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第86号

島根県雲南市木次町山方211番地1  
債務者 福間 史雄

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 杏子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月14日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月13日まで

松江地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第1027号

東京都昭島市宮沢町2丁目38番6号  
債務者 船木 彩加

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三井 浩之

- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月14日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第1063号

東京都八王子市中野上町4丁目6番19号リバーサイドコーポ202号  
債務者 園田 広宣

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 持田 光則
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月14日午前1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第1154号

東京都西東京市向台町4丁目21番35-312号  
債務者 須藤 竜也

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野上 恭史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月15日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第224号

静岡県浜松市中央区湖東町3447番地  
債務者 宮本 年康

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岸田 真穂
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月15日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで

静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 令和7年(フ)第225号

静岡県浜松市中央区湖東町3447番地  
債務者 宮本 市子

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岸田 真穂
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月15日午後2時

- 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで
- 静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 令和7年(フ)第1090号

横浜市神奈川区神大寺3丁目27番3号 ドエル・アルス神大寺1-103号  
債務者 菅野 麻美(旧姓中村・星)

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水谷 泰朗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第83号

富山県南砺市梅ヶ島238番地  
債務者 柴田喜代信

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 作井 康人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月23日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで

富山地方裁判所高岡支部

## 令和7年(フ)第140号

愛知県一宮市北方町北方字狐塚郷203番地  
債務者 脇田 靖人

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平井 朝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月5日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

<p><b>令和7年(フ)第91号</b> 北海道苫小牧市日新町5丁目7番8号 S.A.L.A103号、前住所北海道苫小牧市日新町2丁目6番18-2号 債務者 粒来 英治 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤めぐみ 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 京都地方裁判所舞鶴支部破産係 <b>令和7年(フ)第86号</b> 鳥取県鳥取市幸町44番地 債務者 甲田 梨奈 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古田 昌己 4 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時50分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 鳥取地方裁判所民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第17号</b> 京都府舞鶴市字常363番地-2棟506号 債務者 鹿島 啓子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 行雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 京都地方裁判所舞鶴支部破産係 <b>令和7年(フ)第172号</b> 香川県高松市春日町1357-2 フォブルTAKA A・B棟A101号室、住民票上の住所香川県さぬき市志度2472番地2 債務者 小比賀政見 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡 朋樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係 <b>令和7年(フ)第63号</b> 福岡県京都郡苅田町与原3丁目3番地7(レオパレスマタドール108) 債務者 関 裕介 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真子 幸人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係 <b>令和7年(フ)第741号</b> 仙台市宮城野区原町1丁目1-66 ベルコムン原町305、住民票上の住所大阪府吹田市朝日が丘町50番13号(501) 債務者 萬雲 文明 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 千葉俊太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時35分 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第145号</b> 長崎県長崎市西町10番5号 債務者 松原みゆき 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 美香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 長崎地方裁判所民事部破産係 <b>令和7年(フ)第172号</b> 鹿児島県曾於市財部町北俣688番地1高嶋貸家7号棟、前住所宮崎県北諸県郡三股町大字餅原957番地1 債務者 溝口 明朗 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦 里美 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 宮崎地方裁判所都城支部 <b>令和7年(フ)第585号</b> 仙台市青葉区木町通1丁目1番28-303号 債務者 末廣 孝司 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡 洋祐 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 <b>令和7年(フ)第323号</b> 大阪府岸和田市下野町3丁目8番8号 債務者 札野 覚 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 周一 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 <b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b> <b>令和7年(フ)第439号</b> 北九州市八幡西区馬場山緑4番3号(105号) 債務者 森藤ありさ 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 <b>令和7年(フ)第58号</b> 福岡県足利市葉鹿町1丁目26番地11 サンベルト102号室 債務者 中山 和行 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 宇都宮地方裁判所足利支部 <b>令和7年(フ)第13号</b> 埼玉県秩父市苅田260番地35 債務者 前原 美奈(旧姓宮前・笠原) 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで さいたま地方裁判所秩父支部破産係 <b>令和7年(フ)第14号</b> 埼玉県秩父郡小鹿野町般若925番地1 般若団地第294号 債務者 宮前 栄 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで さいたま地方裁判所秩父支部破産係 <b>令和7年(フ)第15号</b> 埼玉県秩父郡小鹿野町般若925番地1 般若団地第294号 債務者 宮前けさみ 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで さいたま地方裁判所秩父支部破産係</p>
--	---	---	---

令和7年(フ)第16号	埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森163番地3 債務者 山中 心愛(旧姓黒沢) 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで さいたま地方裁判所秩父支部破産係
令和7年(フ)第97号	新潟県十日町市川治374番地11 債務者 桑原チイ子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第227号	静岡県浜松市中央区三和町206番地 カルム 203号室 債務者 近藤 千波 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第1307号	愛知県弥富市佐古木6丁目200番地16 債務者 阿部香奈絵 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1369号	名古屋市北区喜惣治2丁目75番地 市営喜惣治荘T3棟303号 債務者 神崎 昭二

1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1457号 愛知県長久手市野田農1318番地 カーサ・ベルデE202号 債務者 福田純一郎 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第134号 長崎県長崎市滑石3丁目5番39号 債務者 高橋 功成 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第1397号 愛知県知多市にしの台4丁目24番地の18 よつ葉ハウス101、従前の住所愛知県東海市大田町東畠1090番地 パラシオン里201 債務者 永井 剛生 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1461号 名古屋市千種区小松町6丁目5番地 第三善高ビル505号 債務者 朝倉 一真 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第35号 静岡県掛川市下土方1415番地の13 債務者 赤堀 弘朋 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係
令和7年(フ)第1413号 名古屋市緑区大高町字上塙田30番地の7 債務者 高源妃奈乃 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1540号 愛知県知多郡南知多町大字豊丘字仲嶋26番地、従前の住所愛知県知多郡阿久比町大字草木字万場39番地 債務者 浦壁 治幸 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第204号 函館市北美原2丁目4番5-205号 クレス ト北美原 2D 債務者 大野 洋 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第1430号 名古屋市港区稻永4丁目7番3-503号 東稻永荘、従前の住所名古屋市港区稻永4丁目7番4-601号 東稻永荘 債務者 木戸口哲夫こと YANG JING UO(楊金国) 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1546号 愛知県春日井市藤山台3丁目1番地3 341号棟502号室 債務者 牧田 俊一 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第205号 函館市北美原2丁目4番5-205号 クレス ト北美原 2D 債務者 大野 香里(旧姓和泉) 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 函館地方裁判所

令和7年(フ)第62号 山形県米沢市成島町3丁目2番5-1号 債務者 遠藤さつき(旧姓大畠) 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 山形地方裁判所米沢支部	令和7年(フ)第345号 愛知県岡崎市仁木町字川越48番地 市営 仁木荘 9-306、前住所愛知県安城市橋目町宮東169番地 債務者 山田 孝幸 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和7年(フ)第1497号 愛知県知多市大草字西畑112番地の1 ファミールソヅキ202 債務者 日浦 璃茜 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第112号 岡山県倉敷市神田2丁目13番13号 プレステージ神田 105、転居前の住所岡山県倉敷市水島北春日町6番31号 エトワール水島302 債務者 池田 成希 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第314号 愛知県岡崎市竜美新町5番地3 ARI A53 502 債務者 大平 淑 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和7年(フ)第34号 岩手県九戸郡軽米町大字軽米第2地割25番地 1 債務者 川原木敬子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 盛岡地方裁判所二戸支部	令和7年(フ)第1498号 名古屋市守山区弁天が丘1105番地 島田マンション2F 債務者 後藤 菜月 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第99号 長崎県佐世保市原分町113番地 ルイズリーグ原分202号 債務者 廣瀬由紀子 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第324号 愛知県豊田市梅坪町9丁目4番地5 FESTA 80 211号 債務者 花形 司 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和7年(フ)第1390号 愛知県瀬戸市内田町1丁目770番地 市営十軒家住宅A-602 債務者 田辺 豊喜 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1503号 愛知県豊明市沓掛町泉135番地 フォンティ又泉101号 債務者 永井 由香 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第103号 長崎県佐世保市京坪町8番4号 ソフィアビル6階ハミングバード京坪レジデンス2 債務者 田島 智子 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第334号 愛知県安城市横山町下管池65番地1 ビレッジハウス下管池4-302、前住所愛知県西尾市一色町味浜西乾地1番地10 メゾン クオーレ203号室 債務者 浅野明こと ASANO SOUZA MEI 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	令和7年(フ)第1480号 名古屋市名東区藤見が丘74番地 コーポあさひや505号 債務者 高崎由美子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1519号 愛知県東海市名和町平山11番地の4 平山荘 債務者 亀松 英男 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第105号 長崎県佐世保市稻荷町18番5号 富士ハイツ106号室、前住所長崎県佐世保市天神4丁目8番1号 ラフォーレ天神101号 債務者 坂口 正 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**令和7年(フ)第2974号**  
 大阪府茨木市上郡2丁目2番11号 サンビルレッジ上郡A棟 203号、前住所大阪府茨木市上郡2丁目8番19号 ウィンヒル上郡212号  
 債務者 水野 大貴  
 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで  
 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分  
 大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年(フ)第12号**  
 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺6055番地5  
 債務者 北里町一郎  
 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時30分  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年9月23日まで  
 5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後2時  
 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係  
**令和7年(フ)第13号**  
 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺6055番地5  
 債務者 北里 博美  
 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時30分  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年9月23日まで  
 5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後2時15分  
 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係  
**財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日変更**  
**令和6年(フ)第53号**  
 山形市大字大森1061番地の2  
 債務者 兼子 泉  
 令和7年10月9日午前11時の財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を令和7年10月2日午前10時50分に変更する。  
 令和7年7月10日 山形地方裁判所民事部

**破産債権の届出期間及び一般調査期日**  
**令和7年(フ)第16号**  
 長崎県佐世保市梅田町11番53号  
 債務者 川崎大志郎  
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで  
 2 一般調査期日 令和7年9月5日午前11時30分  
 令和7年7月9日  
 長崎地方裁判所佐世保支部破産係  
**令和7年(フ)第2号**  
 福岡県宮若市上大隈441番地4  
 債務者 小川ひとみ  
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで  
 2 一般調査期日 令和7年8月27日午後2時  
 令和7年7月15日 福岡地方裁判所直方支部  
**令和5年(フ)第787号**  
 広島県廿日市市串戸4丁目10番23号  
 債務者 堀川システムプランこと 堀川 利之  
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで  
 2 一般調査期日 令和7年9月30日午前10時30分  
 令和7年7月11日  
 広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第329号**  
 仙台市太白区柳生5丁目3番地の1 アルフォートシティ502、従前の住所宮城県名取市増田2丁目1番18号  
 債務者 浅野 和夫  
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで  
 2 一般調査期日 令和7年10月6日午後1時55分  
 令和7年7月15日  
 仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第164号**  
 大阪府岸和田市土生町7丁目13番6-101号、前住所大阪府貝塚市澤794番地8  
 債務者 旬彩やすおかこと 安岡 勝也  
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで  
 2 一般調査期日 令和7年10月20日午後2時  
 令和7年7月14日  
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和6年(フ)第190号**  
 大阪府柏原市大正2丁目4-32  
 債務者 株式会社タマイ  
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで  
 2 一般調査期日 令和7年9月30日午前11時30分  
 令和7年7月15日  
 大阪地方裁判所堺支部破産係  
**令和6年(フ)第1016号**  
 神戸市長田区西丸山町2丁目7番20号  
 債務者 有限会社ジーテック  
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
 2 一般調査期日 令和7年9月24日午前10時40分  
 令和7年7月15日  
 神戸地方裁判所第3民事部  
**令和6年(フ)第404号**  
 岐阜県各務原市那加野畠町2丁目110番  
 債務者 株式会社Office FreeStyle  
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで  
 2 一般調査期日 令和7年10月21日午前10時  
 令和7年7月14日 岐阜地方裁判所  
**令和7年(フ)第1522号**  
 大阪市中央区安土町1丁目7番13号  
 債務者 株式会社一路  
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで  
 2 一般調査期日 令和7年10月9日午後2時50分  
 令和7年7月15日  
 大阪地方裁判所第6民事部  
**令和6年(フ)第193号**  
 北海道深川市稲穂町2丁目4番28号  
 債務者 原 英雄  
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで  
 2 一般調査期日 令和7年10月8日午後2時20分  
 令和7年7月15日  
 旭川地方裁判所民事部  
**令和6年(フ)第582号**  
 京都市右京区西京極堤町44番地2  
 債務者 有限会社クリークカンパニー  
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで  
 2 一般調査期日 令和7年10月15日午前11時  
 令和7年7月16日  
 京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和6年(フ)第1346号**  
 京都府宇治市広野町東裏11番地の5  
 債務者 寺崎 秀光  
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで  
 2 一般調査期日 令和7年10月22日午後2時  
 令和7年7月15日  
 京都地方裁判所第5民事部破産係  
**令和7年(フ)第116号**  
 大津市二本松8番12号 二本松団地203号  
 債務者 小森 啓喜  
 1 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで  
 2 一般調査期日 令和7年10月17日午前10時20分  
 令和7年7月16日 大津地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第75号**  
 奈良県香芝市狐井496番地1 プライムガーデンⅡ 203号  
 債務者 石川 景子  
 1 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで  
 2 一般調査期日 令和7年10月20日午前11時  
 令和7年7月14日  
 奈良地方裁判所葛城支部破産係  
**書面による計算報告**  
 次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。  
**令和7年(フ)第41号**  
 宮崎県日向市大字財光寺2761番地231 七ジュールハルヤ101  
 債務者 河野 譲治  
 异議申述期間 令和7年8月26日まで  
 令和7年7月15日 宮崎地方裁判所延岡支部  
**令和7年(フ)第78号**  
 宮崎市田代町128番地 ジーピー15番館501号、前住所宮崎市広島1丁目16番1号 サンモール広島903号  
 債務者 高司 町子  
 异議申述期間 令和7年8月27日まで  
 令和7年7月16日 宮崎地方裁判所破産係  
**令和6年(フ)第148号**  
 宮崎県延岡市大貫町3丁目945番地 県営住宅57-102-79  
 債務者 伊東 芳将  
 异議申述期間 令和7年8月27日まで  
 令和7年7月16日 宮崎地方裁判所延岡支部

**免責許可決定**

令和6年(ラ)第215号(原審札幌地方裁判所  
令和6年(フ)第1084号)

札幌市中央区南4条西22丁目1番18-302号

抗告人(破産者) 川村 俊貴

1 決定年月日 令和7年7月8日

2 主文 原決定を取り消す。

抗告人について免責を許可する。

札幌高等裁判所第3民事部

**特別清算開始**

令和7年(ヒ)第5号

広島県福山市水呑町2500番地1

清算株式会社 株式会社ミノミ商事

代表清算人 上田 茂則

1 決定年月日 令和7年7月10日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

広島地方裁判所福山支部

**特別清算終結**

令和6年(ヒ)第12号

愛知県安城市高棚町郷65番地

清算株式会社 株式会社ケイ・アイズコーポレーション

1 決定年月日 令和7年7月10日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

名古屋地方裁判所岡崎支部

**小規模個人再生による書面決議に付する決定**

令和7年(再イ)第1号

熊本県人吉市願成寺町1262番地1 第2ク

ローバー天神林A

再生債務者 江崎 恵美

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日  
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月30日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月30日まで

令和7年7月16日 熊本地方裁判所人吉支部

**令和7年(再イ)第24号**

岡山県瀬戸内市長船町福岡33番地1

再生債務者 柴垣 正史

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日  
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月5日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月5日まで

令和7年7月15日

岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第32号**

岡山市東区呂久郷99番地3 (開始決定時の住所)  
広島市南区丹那新町8-4レオパレスメゾン春風105

再生債務者 本田 韶

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日  
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月5日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月5日まで

令和7年7月15日

岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第4号**

長崎県東彼杵郡川棚町百津郷296番地183

再生債務者 高島 敏

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日  
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月5日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月12日まで

令和7年7月15日

長崎地方裁判所佐世保支部

**令和7年(再イ)第5号**

長崎県東彼杵郡川棚町百津郷296番地183

再生債務者 高島 美保

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日  
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月5日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月12日まで

令和7年7月15日

長崎地方裁判所佐世保支部

**令和6年(再イ)第48号**

新潟市秋葉区荻島1丁目16番27-1号

再生債務者 羽下 了

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日  
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月6日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで

令和7年7月16日 新潟地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第14号**

新潟県小千谷市大字薄生丙502番地46

再生債務者 吉田 学

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日  
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月6日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月6日まで

令和7年7月16日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

**令和7年(再イ)第31号**

兵庫県姫路市神屋町4丁目71番地4

再生債務者 神屋電気こと 田野 景三

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日  
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月6日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月13日まで

令和7年7月16日 神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(再イ)第38号**

兵庫県加古川市加古川町木村537番地の4

ソアーヴェ I-204号

再生債務者 木村 健人

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日  
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月6日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月13日まで

令和7年7月16日 神戸地方裁判所姫路支部

**令和6年(再イ)第33号**

青森市大字三内字沢部300番地36

再生債務者 附田 直樹

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日  
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月13日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月13日まで

令和7年7月16日

青森地方裁判所民事部再生係

**令和7年(再イ)第39号**

広島県東広島市西条土与丸4丁目2番58号

再生債務者 前田 江理

1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日  
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月13日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月13日まで

令和7年7月16日

広島地方裁判所民事第4部

**小規模個人再生による再生計画不認可****令和7年(再イ)第1号**

長崎県佐世保市重尾町966番地39

再生債務者 塩屋 梓

1 主文 本件再生計画を認可しない。

2 理由の要旨 令和7年6月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条2項2号に定める事由がある。

令和7年7月15日

長崎地方裁判所佐世保支部

**小規模個人再生による再生手続廃止****令和7年(再イ)第1号**

長崎県五島市富江町富江658番地

再生債務者 岩本 佳孝

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和7年7月15日 長崎地方裁判所五島支部

## 給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

### 令和7年（再口）第1号

静岡県伊豆の国市原木447番地の5  
再生債務者 遠藤 誠

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月20日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年8月5日まで  
令和7年7月15日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

### 令和7年（再口）第2号

福岡県久留米市上津町2228番地1578 メープルリッジB102号  
再生債務者 首藤 康子

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月4日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年8月5日まで  
令和7年7月15日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

### 令和7年（再口）第1号

愛知県一宮市三条字天神西7番地3  
再生債務者 宇恵野 淳

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月9日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年8月12日まで  
令和7年7月15日

名古屋地方裁判所一宮支部

### 令和7年（再口）第2号

大阪府柏原市大県3丁目8番2号  
再生債務者 進藤 陽美

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月8日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年8月12日まで  
令和7年7月15日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

### 令和7年（再口）第1号

佐賀県武雄市武雄町大字富岡10171番地  
再生債務者 小柳 博

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月10日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年8月13日まで  
令和7年7月16日

## 給与所得者等再生による再生 計画案認可

### 令和6年（再口）第4号

山口県防府市中西1番5号

再生債務者 山田 明美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年7月16日

山口地方裁判所民事部個人再生係

### 令和7年（再口）第1号

神奈川県海老名市上今泉2丁目4番2-1号  
再生債務者 那覇 安昭

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年7月16日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

## 所在等不明共有者の持分の取 得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

### 令和7年（チ）第8号

広島市東区戸坂出江2-6-8-202

申立人 一味 良子

住所・居所 不明

（最後の住所）横浜市神奈川区神之木台38番

1号

所在等不明共有者 斎藤 賢治

届出期間満了日 令和7年11月7日

令和7年7月10日 広島地方裁判所

（別紙）物件目録

1 （主である建物の表示）

所在 広島市佐伯区湯来町大字多田字上大谷

24番地

家屋番号 3番

種類 居宅

構造 木造草葺平家建

床面積 56.19平方メートル

（附属建物の表示）

符号 1

種類 物置

構造 木造草葺平家建

床面積 29.75平方メートル

所在等不明共有者の持分 3分の1

2 所在 広島市佐伯区湯来町大字多田字上大谷

24番地

家屋番号 24番

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 80.15平方メートル

所在等不明共有者の持分 3分の1

令和7年（チ）第6号

沖縄県那覇市田原4丁目2番地10

申立人 石原 操

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）沖縄市字照屋

194番地

所在等不明共有者 屋宜 宣蒲

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）沖縄市字照屋69

番地

所在等不明共有者 西平 フジ

届出期間満了日 令和7年11月4日

令和7年7月14日 那覇地方裁判所沖縄支部

（別紙）物件目録

所在 沖縄市比屋根五丁目

地番 538番21

地目 墓地

地積 60平方メートル

所在等不明共有者 屋宜 宣蒲の持分 261

分の20

所在等不明共有者 西平 フジの持分 2610

分の75

## 所有者不明土地及び建物管理 命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

### 令和7年（チ）第3号

福井県福井市大手3丁目10番1号

申立人 福井市長 西行 茂

住所・居所 福井県福井市白方町第12号18番地

（不動産登記記録上の住所）福井県福井市白方町第12号18番地

所有者 亡船谷政美相続財産

届出期間満了日 令和7年9月16日

令和7年7月11日 福井地方裁判所  
（別紙）物件目録

1 所在 福井市白方町29字西山畠

地番 1番1

地目 宅地

地積 479.33平方メートル

2 所在 福井市白方町29字西山畠

地番 1番2

地目 宅地

地積 277.68平方メートル

3 所在 福井市白方町29字西山畠 1番地1、  
1番地2

家屋番号 1番1の1

種類 倉庫

構造 土蔵造瓦葺2階建

床面積 1階 44.98平方メートル

2階 36.24平方メートル

4 所在 福井市白方町29字西山畠 1番地1、  
1番地2

家屋番号 1番1の2

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 182.27平方メートル

2階 81.74平方メートル

## 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

## 令和7年(チ)第1号

青森県五所川原市金木町神原塙元19番地1

申立人 前田 正廣

(最後の住所) 青森県五所川原市金木町神原

桜元14番地

(不動産登記簿上の住所) 北津軽郡金木町

所有者 長尾 文一

届出期間満了日 令和7年9月10日

令和7年7月11日

青森地方裁判所五所川原支部

(別紙) 物件目録

所在 五所川原市金木町神原小泉

地番 132番

地目 田

地積 133平方メートル

所在 五所川原市金木町神原小泉

地番 133番

地目 田

地積 63平方メートル

所在 五所川原市金木町神原小泉

地番 144番

地目 田

地積 3774平方メートル

所在 五所川原市金木町神原小泉

地番 145番

地目 田

地積 579平方メートル

所在 五所川原市金木町神原小泉

地番 146番

地目 田

地積 1199平方メートル

所在 五所川原市金木町神原小泉

地番 147番

地目 田

地積 2506平方メートル

## 令和7年(チ)第7号

沖縄県沖縄市照屋2丁目6番5号

申立人 一般社団法人照屋友の会

住所・居所 不明

(不動産登記簿上の住所) (記載なし)

所有者 仲間小 持分 3分の1 仲間 慧智

(不動産登記簿上の住所) (記載なし)

所有者 島袋 3分の1仲宗根 真幸

(不動産登記簿上の住所) (記載なし)

所有者 友寄 3分の1 友寄 景増

届出期間満了日 令和7年9月5日

令和7年7月11日

那覇地方裁判所沖縄支部

(別紙) 物件目録

所在 沖縄市照屋2丁目

地番 410番2

地目 池沼

地積 6.94平方メートル

令和7年7月25日

東京都港区港南2丁目16番7号品川バタ

ワーリー(1)号室

(甲) 株式会社ジャパン・ワールドホール

ティングス

代表取締役 神谷 隆

令和7年7月25日

東京都千代田区丸の内1丁目8番1号丸の内トラストタワーZ館

(甲) Apaman Network株式会社

代表取締役 山崎 戒

令和7年7月25日

東京都千代田区有楽町2丁目1号第一生命日比谷ファーストビル

(乙) MARU株式会社

代表取締役 神谷 隆

令和7年7月25日

東京都千代田区丸の内1丁目8番1号丸の内トラストタワーZ館

(乙) Apaman Network株式会社

代表取締役 山崎 戒

令和7年7月25日

東京都港区虎ノ門1丁目11番1号

掲載の日付 令和7年7月16日

掲載頁 四頁

令和7年7月25日

東京都港区虎ノ門1丁目11番1号

掲載の日付 令和7年7月16日

## 合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙 官報

(甲) 掲載の日付 令和7年3月25日

(乙) 掲載紙 官報

(甲) 掲載頁 五十六頁 (号外第六十三号)

(甲) 株式会社JapanPromotion Holdings 代表取締役 丸山 哲夫

(乙) 株式会社CCG HOLDINGS 代表取締役 目黒 拓

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(乙) 株式会社アーボスフオレスト株式会社 代表取締役 山村 穂積

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社アーボスフオレスト株式会社 代表取締役 山村 穂積

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

(甲) 掲載の日付 令和7年7月9日

(甲) 掲載頁 七十六頁 (号外第一五七号)

(甲) 掲載の日付 令和7年7月9日

(甲) 掲載頁 七十六頁 (号外第一五七号)

(甲) 掲載の日付 令和7年7月9日

(甲) 掲載頁 五十六頁 (号外第六十三号)

(甲) 掲載の日付 令和7年7月25日

(甲) 掲載頁 五十六頁 (号外第六十三号)

令和7年7月25日

東京都北区田端六丁目一番号

(甲) 日本ドライケミカル株式会社 代表取締役 亀井 正文

(乙) 日本ドライメンテナンス株式会社 代表取締役 松尾登志紀

(甲) 常石三保造船株式会社 代表取締役 檜上 明人

(乙) 新潟造船株式会社 代表取締役 一柳 雅人

(甲) 常石三保造船株式会社 代表取締役 檜上 明人

(甲) 新潟造船株式会社 代表取締役 一柳 雅人

(甲) 常石三保造船株式会社 代表取締役 檜上 明人

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

(甲) 掲載の日付 令和7年4月18日

(甲) 掲載頁 五十四頁 (号外第八十八号)

(甲) 掲載の日付 令和7年6月30日

(甲) 掲載頁 八十二頁 (号外第一四八号)

(甲) 掲載の日付 令和7年7月25日

(甲) 掲載頁 三保三七九七番地

です。



## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在大阪府大東市諸福七丁目四番二号 屋号A RR OW大東店）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年七月三日

## (乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年七月三日

## (甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年七月三日

## (乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年七月三日

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在大阪府大東市諸福七丁目四番二号 屋号A RR OW大東店）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在大阪府大東市諸福七丁目四番二号 屋号A RR OW大東店）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

## (甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年七月三日

## (乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年七月三日

## (甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年七月三日

## (乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年七月三日

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在大阪府大東市諸福七丁目四番二号 屋号A RR OW大東店）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在大阪府大東市諸福七丁目四番二号 屋号A RR OW大東店）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在大阪府大東市諸福七丁目四番二号 屋号A RR OW大東店）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲) 分割会社 https://afasahi.jp/media/corp/publicnotices/202506.pdf

(乙) (承継会社) https://alfasdo.net/public-notice/public-notice-22.html

## 令和7年七月二十五日

東京都千代田区神田神保町二丁目二番地

## (分割会社) 朝日インタラクティブ株式会社

会社 代表取締役 森崎賢太郎

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 中野琢磨

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 橋本昌治

## 令和7年七月二十五日

東京都千代田区外神田二丁目七番一号

## (甲) 株式会社iクレーン

代表取締役 橋本昌治

## (乙) 株式会社iクレーン

代表取締役 橋本昌治

## 令和7年七月二十五日

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号

## (甲) 鎌倉キャピタル合同会社

代表社員 金谷正文

## (乙) 合同会社ガネーシヤ

代表社員 小口裕太

## 令和7年七月二十五日

号日本橋水野ビル七階

## (甲) 伊藤忠ユニダス株式会社

代表取締役 畑上明

## (乙) 伊藤忠人事総務サービス株式会社

代表取締役 畑上明

## 令和7年七月二十五日

東京都港区北青山二丁目五番一号

## (甲) 伊藤忠ユニダス株式会社

代表取締役 畑上明

## (乙) 伊藤忠人事総務サービス株式会社

代表取締役 畑上明

## 令和7年七月二十五日

東京都港区北青山二丁目五番一号

## (甲) 伊藤忠ユニダス株式会社

代表取締役 畑上明

## (乙) 伊藤忠人事総務サービス株式会社

代表取締役 畑上明

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲) 分割会社 https://afasahi.jp/media/corp/publicnotices/202506.pdf

(乙) (承継会社) https://alfasdo.net/public-notice/public-notice-22.html

## 令和7年七月二十五日

静岡県伊豆の国市長岡一三〇八番地

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 中野琢磨

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 中野琢磨

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

## 令和7年七月二十五日

静岡県伊豆の国市長岡一三〇八番地

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 中野琢磨

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 中野琢磨

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

## 令和7年七月二十五日

静岡県伊豆の国市長岡一三〇八番地

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 中野琢磨

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 中野琢磨

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (甲) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢

## (乙) 株式会社かめや恵庵

代表取締役 河野貢





## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千五百九十万四千三百九十八円、資本準備金の額を九千四十一万二千五百三十七円減少し、それれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年七月二十四日

掲載頁 二頁

令和7年七月二十五日

千葉市稻毛区稻毛東三丁目六番一一号

株式会社大和グループ  
代表取締役 伴 直樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億三百二十五万四千七十四円、資本準備金の額を十六億三百二十五万四千百七十三円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしましたので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年六月三十日

掲載頁 九頁

令和7年七月二十五日

東京都渋谷区神宮前三丁目二五番一五号

株式会社デイトナ・インターナショナル  
代表取締役 佐々木 聰

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十九万九千九百三十三円、資本準備金の額を九千九百九十九万九千九百三十三円減少し、その全額をその他資本

の余金に振り替えることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年八月二十九日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和7年五月八日

掲載頁 一六〇頁 (号外第一〇二号)

## 令和7年七月二十五日

東京都中央区銀座七丁目一六番二一号銀座木挽ビル二階

株式会社羅針盤 代表取締役 佐々木文人

## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円、資本準備金の額を二億五千万円減少し、それれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年七月二十四日

掲載頁 二頁

令和7年七月二十五日

千葉市稻毛区稻毛東三丁目六番一一号

株式会社大和グループ  
代表取締役 伴 直樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億三百二十五万四千七十四円、資本準備金の額を十六億三百二十五万四千百七十三円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしましたので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年六月三十日

掲載頁 九頁

令和7年七月二十五日

東京都千代田区麹町六丁目六番二号

株式会社ブイシンク  
代表取締役社長 井部 孝也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百九十八万円、資本準備金の額を二千九百九十八万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年六月三十日

掲載頁 九頁

令和7年七月二十五日

掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年一月六日

掲載頁 八十六頁 (号外第一号)

東京都千代田区麹町六丁目六番二号

株式会社ブイシンク  
代表取締役社長 井部 孝也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千七百八十二万五千円、資本準備金の額を五億四千七百八十二万三千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tech-arts.co.jp/ir/index.html

令和7年七月二十五日

東京都港区南青山三丁目一三番二二号善光堂ビル 株式会社テクノロジックアート  
代表取締役 長瀬 嘉秀

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五十九万九千九百五十五円、資本準備金の額を二億三十一万四千九百五十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年七月二十五日

掲載頁 二頁

令和7年七月二十五日

東京都品川区東五反田五丁目一〇番二五号

株式会社タンブ  
代表取締役 斎藤 拓泰

## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七千五百七十一万六千八百三十円、資本準備金の額を金七千五百七十一万六千八百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和7年七月二十五日

東京都千代田区麹町一丁目一二番地一号

住友不動産ふくおか半蔵門ビル三階  
LWLHCホテルディングス株式会社  
代表取締役 津田 敏太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百九十八万円、資本準備金の額を二千九百九十八万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ottt.co.jp/

令和7年七月二十五日

福岡市中央区天神四丁目四番一一号天神シヨツバーツ福岡八F 株式会社ottt  
代表取締役 山本 文和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百九十八万円、資本準備金の額を二千九百九十八万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://ottt.co.jp/

令和7年七月二十五日

福岡市中央区天神四丁目四番一一号天神シヨツバーツ福岡八F 株式会社ottt  
代表取締役 山本 文和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五十九万九千九百五十五円、資本準備金の額を二億三十一万四千九百五十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年七月二十五日

掲載頁 二頁

令和7年七月二十五日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一階 銀座第一法律事務所  
本籍東京都墨田区向島二丁目一九番地五、最後の住所東京都墨田区向島二丁目九番八号

株式会社バワーエックス  
代表取締役 山本 文和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年八月九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当を受ける株主と定めましたので公告します。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://ottt.co.jp/

令和7年七月二十五日

東京都墨田区向島二丁目一九番地五、最後の住所東京都墨田区向島二丁目九番八号

株式会社バワーエックス  
代表取締役 山本 文和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五十九万九千九百五十五円、資本準備金の額を二億三十一万四千九百五十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年七月二十五日

掲載頁 二頁

令和7年七月二十五日

東京都墨田区中野五丁目六六番五号

株式会社つよせ  
代表取締役 強瀬 雅忠

## 合併につき株券等提出公告

当社は、日本ドライケミカル株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月一日までに当社に提出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和7年七月二十五日

東京都墨田区中野五丁目六六番五号

日本ドライメンテナンス株式会社  
代表取締役 松尾 登志紀

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円、資本準備金の額を二億五千万円減少し、それれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年一月六日

掲載頁 八十六頁 (号外第一号)

東京都千代田区麹町六丁目六番二号

株式会社ブイシンク  
代表取締役社長 井部 孝也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千八百九十七万五千円、資本準備金の額を五億四千七百八十二万三千円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしましたので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年七月二十五日

掲載頁 二頁

令和7年七月二十五日

東京都品川区東五反田五丁目一〇番二五号

株式会社タンブ  
代表取締役 斎藤 拓泰

## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、日本ドライケミカル株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月一日までに当社に提出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和7年七月二十五日

東京都墨田区中野五丁目六六番五号

日本ドライメンテナンス株式会社  
代表取締役 松尾 登志紀

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円、資本準備金の額を二億五千万円減少し、それれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年一月六日

掲載頁 八十六頁 (号外第一号)

東京都千代田区麹町六丁目六番二号

株式会社ブイシンク  
代表取締役社長 井部 孝也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千八百九十七万五千円、資本準備金の額を五億四千七百八十二万三千円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしましたので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和7年七月二十五日

掲載頁 二頁

令和7年七月二十五日

東京都品川区東五反田五丁目一〇番二五号

株式会社タンブ  
代表取締役 斎藤 拓泰

**優先資本金の額の減少公告**  
当社は、優先資本金の額を七千六百四十一万円減少し、二億五千三百三万円とするにいたしました。効力発生日は令和七年八月二十九日であり、社員総会の決議は、令和七年七月二十四日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年七月十日付官報の号外第一五九号七十八頁に掲載されています。

令和七年七月二十五日 東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号 税理士法人内 厚木森の里特定目的会社 取締役 中津 正憲

**優先資本金の額の減少公告**  
当社は、優先資本金の額を六千五百万円減少するにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十五日 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 Y-F JRE B 特定目的会社 取締役 鄭 武壽

**優先資本金の額の減少公告**  
当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金三十三億七千万円減少するにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和六年九月二十五日付官報の号外第一百二十三号六十八頁に掲載されています。

令和七年七月二十五日 東京都千代田区丸の内二丁目六番五号 アーリー・エフツー・インベストメント・特定目的会社 取締役 粿国 正樹

**優先資本金の額の減少公告**  
当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金四千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は令和七年四月二十二日の官報号外第九十号八十四頁掲載のとおりです。

令和七年七月二十五日 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 Y-F JRE B 特定目的会社 取締役 鄭 武壽

**優先資本金の額の減少公告**  
当社は、優先資本金の額を九億八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十五日 東京都千代田区丸の内二丁目二番一号 ジエイロジスティック特定目的会社 取締役 吉岡 淳

**優先資本金の額の減少公告**  
当社は、優先資本金の額を八億九千六百十萬円減少するにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和六年十月二十一日 揭載日付 令和六年十月二十一日 揭載頁 八十頁 (号外第二四五号)

令和七年七月二十五日 東京都千代田区丸の内二丁目二番一号 ジエイロジスティック特定目的会社 取締役 吉岡 淳

**優先資本金の額の減少公告**  
当社は、優先資本金の額を八億九千六百十萬円減少するにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年七月二十五日 東京都荒川区西日暮里三丁目六一九号 ヴィーナ道灌山 STAR TIGER TRAVEL 合同会社 代表社員 張明玲

**訂正公告**  
令和七年七月一日 (号外第一五〇号) 揭載の旅業者営業保証金取戻し公告中「⑨令和7年5月30日」とあるは「⑨令和7年5月29日」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月二十五日 東京都荒川区西日暮里三丁目六一九号 ヴィーナ道灌山 STAR TIGER TRAVEL 合同会社 代表社員 張明玲

**訂正公告**  
令和七年六月二十三日 (号外第一一九号) 揭載の第六十期決算公告(母会)中「資産合計 3,429」、△あるは「資産合計 3,430」△「負債・純資産合計 3,430」△あるは「負債・純資産合計 3,429」△あるは「資産合計 3,430」△あるは「株主資本 1,503」△「利益剰余金 1,118」△あるは「利益剰余金 1,119」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月二十五日 東京都港区虎ノ門二丁目六番一号 Regal 特定目的会社 取締役 滝澤 弘子

**新設分割公告及び資本金の額の減少公告**  
当社は、新設分割により新設する株式会社野村商事(埼玉県所沢市本郷一〇八六番地の九)に対し、当社の飲食店事業に関する権利義務を承継するにいたしましたので公告します。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年七月二十五日 東京都港区虎ノ門二丁目六番一号 Regal 特定目的会社 取締役 滝澤 弘子

**〔備考〕**  
1～11 「同上」

12 「宿主等の特性」について、遺伝子組換え実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主に関し、細胞融合実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物(法第2条第2項第2号に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物が由来する生物をいう。以下同じ。)に関し、次に掲げる項目について記載すること。

(1)～(5) 「略」

(6) 11に掲げる項目(宿主がウイルス及びウイルロイドである場合に限る。)

13～22 「略」

回ページ改正欄一行目から一二行目までは次のとおりの誤り。

回ページ改正欄一行目から一二行目までは次回ページの誤り。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年七月二十五日 東京都港区虎ノ門二丁目六番一号 Regal 特定目的会社 取締役 滝澤 弘子

**別記様式(第9条関係)**  
〔同上〕

〔備考〕

1～11 「同上」

12 「宿主等の特性」について、遺伝子組換え実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主に関し、細胞融合実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物(法第2条第2項第2号に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物が由来する生物をいう。以下同じ。)に関し、次に掲げる項目について記載すること。

(1)～(5) 「同上」

(6) 12に掲げる項目(宿主がウイルス及びウイルロイドである場合に限る。)

13～22 「同上」

令和七年二月二十六日 (号外第三十七号) 公布農林水産省令第五号(野菜生産出荷安定法施行規則及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令)(原稿誤り)

五ページ第一項改正後欄終りから一行目「(北海道農政事務所長を含む。)」を削る。